

県と国税の対象範囲の考え方（11月時点）

対象区分	県	国
(国税の対象外)		<p>「林業経営者につなげる」 例) 森林・林業基本計画における育成 単層林として整備する森林等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>林地生産力 5 m³/ha・年超</u> ・ <u>傾斜 30 度未満</u> ・ 基幹路網が開設済み ・ 市場・製材工場 50km 圏内等 経営管理の受託要望あり <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
① 条件不利地	<p>自然的・地理的条件により施業が 困難な森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜 30 度以上 ・ 平均生長量 5 m³/年未満 ・ 車道から 1 km 以上 	<p>「林業経営者につなげない」 例) 森林・林業基本計画における育成 複層林として整備する森林等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>林地生産力 5 m³/ha・年以下</u> ・ <u>傾斜 30 度以上</u> ・ 基幹路網が未開設 ・ 市場・製材工場 50km 圏外等 経営管理の受託要望なし <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
②条件が不利な 経済林	<p>経済林のうち自然的・地理的条件 により採算性が低く、施業が困難 な森林 ※具体的規準について要検討</p>	<p>人為による施業が必要な天然林 等を対象とすることも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
③広葉樹(里山、 ブナ林等)	<p>かつての薪炭林等で手入れされ ていた者の、現在放置されている 里山、ブナ林等 ※具体的規準について要検討</p>	<p>人為による施業が必要な天然林 等を対象とすることも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>
④集落管理の 森林	<p>集落が共有・管理する森林（管理 者の高齢化等により手入れが行 き届かない森林）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産森林組合所有林、記名共有 林、財産区有林 <p>※具体的規準について要検討</p>	<p>財産区を対象とすることも可能</p> <p style="text-align: right;">市町村が判断</p>